

能美市離職者等正規雇用支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、採用内定を取り消された学生や解雇された方などを正規雇用労働者として新たに雇用された市内事業者の方に対し、支払賃金の一部を支援します。

【対象者要件】

・次のいずれにも該当する事業者

- 本市に本店又は事業所を有する法人又は個人事業者であること
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、対象労働者(離職者等)を正規雇用労働者として新たに雇い入れ、継続して雇用していること
- 雇用保険適用事業所であること
- 市税等の滞納がないこと

【対象労働者(離職者等)とは】

- 令和2年2月25日から令和4年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、事業者の都合により、採用内定を取り消された方や解雇等をされた方(※)をいう。

(※)正社員のほか、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者が雇止めまたは、契約の途中解除により離職された場合も含まれます。

□ 補助金の額

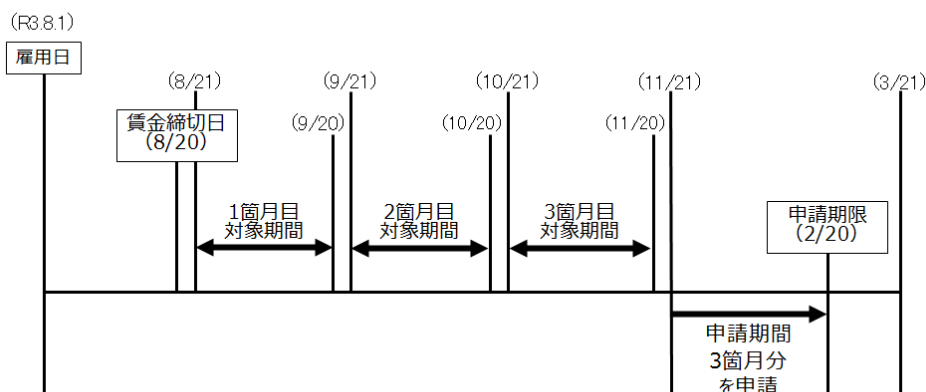
支払った賃金の **2分の1** の額 (千円未満切捨て) 限度額 **10万円/月**

□ 交付対象期間

雇用した日の直後の賃金締切日の翌日(※)から起算して最初の3箇月

(※)雇用した日が賃金締切日の時は、雇用日の翌日、雇用した日が賃金締切日の翌日の時は、雇用日を起算日とします。

【参考】8月1日に雇用され、8月20日が賃金締切日の場合



※ 対象期間3箇月間の最後の賃金締切日の翌日から起算して3箇月後が申請期限(令和3年11月20日が最後の賃金締切日の場合、申請期限は令和4年2月20日)

□ 申請方法

雇用した日の直後の賃金締切日から起算して3箇月が経過した日から3箇月以内に、3箇月分の必要書類を提出ください。

※ 郵送する場合は、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 申請書類は能美市ホームページをご覧ください。能美市商工課までお問い合わせください。

□ 申請期限

令和4年3月31日(木)まで

